

仕 様 書

1 業 務 名 令和7年度 佐久平の美術展借用美術資料運搬作業

2 業務概要 (目的)

審査員が「佐久平の美術展」の目的に賛同し出品する美術資料を、保管先と当美術館の間、運搬する。

3 業務箇所

(1) 長野県佐久市猿久保35-5 佐久市立近代美術館

(2) 埼玉県蓮田市黒浜 作家Aスタジオ

(3) 神奈川県鎌倉市材木座 作家Bアトリエ

(4) 神奈川県三浦郡葉山町一色 作家Cアトリエ

4 履行期間 着手の日から令和8年2月27日まで

5 業務の内容

(1) 業務日程

ア 資料借用 業務箇所3 (2) (3) (4) から (1) へ運搬
令和7年11月下旬から12月5日の間で指定する1日

イ 資料返却 業務箇所3 (1) から (2) (3) (4) へ運搬
令和8年2月中旬で指定する1日

(2) 作業員数 各日2名以上

(3) 運搬する美術資料

	作者名 《作品名》	技法・形態	寸法 (cm)	附属品等	保険 評価額(円)	保管先
1	作家A 《1》	キャンバス・アクリル	194.0×162.0 (F130号)	なし	2,000,000	3 (2)
	作家A 《2》	キャンバス・アクリル	145.5 × 145.5 (S80 号)	なし	1,000,000	3 (2)
2	作家B	樟・木彫	55.0×24.0 ×17.0	保管箱	700,000	3 (3)
3	作家C	顔料・墨・膠・雲肌麻 紙	146.0×35.0 (三幅対)	保管箱 (段ボール)	2,000,000	3 (4)

6 特記事項

(1) 運搬するため、美術資料を薄葉紙、クラフト紙、気泡緩衝材（エアーキャップ）などで必要な梱包を施すこと

(2) 美術資料の運搬には美術品専用車を使用すること

(3) 作業員は、美術資料の取り扱いに熟練した者とする

(4) 作業員は、車両の運転手を兼ねてもよい

(5) 美術資料を積載している美術品専用車は可能な限り自動車専用道路を通行すること

(6) 美術品専用車に美術資料を積載している間は、美術館職員が同乗できるようにすること

(7) 美術資料にはオールリスクの損害賠償保険を付保すること

(8) 業務管理、作業員等の安全管理を行うこと

(9) 業務中、美術資料等に異状があった場合は、すみやかに発注者に報告すること

(10) 作業終了後に完了報告書を1部提出すること。完了報告書に作業記録写真を添付すること

(11) この仕様書に記載のない事項については、発注者と協議すること